

保育料についてのご案内

保育料の軽減措置について

※申請の翌月からの適用になります。

別居監護をされている皆さまへ

同一世帯ではないお子様を別居監護している方は、保育料が減額されることがありますので、こども課までお問合せください。

「別居監護」とは、

住民票は別であるが、保護者がお子様を監護（扶養）している状態のことを言います。

例えば、高校や大学に通っている等、住民票が別の市町村にあるお子様についても、申請をすることで保育料が減額される場合があります。

なお、住民票が同一世帯となっている方については、特段申請の必要はありません。

障がい者（児）がいる世帯の皆さまへ

市町村民税所得割額が **77,101 円未満** で、世帯に障がい者（児）がいる世帯（家計の主宰者ではない祖父母等及び社会福祉施設入所者を除く）は保育料が減額される場合がありますので、該当される場合は次のいずれかの書類をこども課までご提出ください。

○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

必要書類：手帳の写し

○障害年金を受給されている方

必要書類：年金証書（国民・厚生・共済等）の写し

○特別児童扶養手当を受給されている方

必要書類：受給者証の写し

寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻暦のないひとり親家庭の方を対象に、保育料の算定において「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施しています。この制度は、地方税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない方に、寡婦（夫）控除をみなし適用し、保育料を再算定する制度です。該当となる方は、こども課までご相談ください。

祖父母と同居している場合の保育料について

祖父母と同居している方で、父母の年間の総収入が **779,500円*** を下回る場合は、祖父母の収入の高い方の市町村民税額にて保育料を決定いたします。

※この基準は国の高齢基礎年金の額により決定するため、**2018年9月～2019年8月**に適用される金額です。

2019年9月～2020年3月は、変更となる場合があります。

<お問い合わせ>

帯広市西5条南7丁目1番地（市役所3階）

こども課 保育所・幼稚園係 電話：65-4158

65-4159（直通）